

第5章 成年後見制度の利用促進

この章を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。)第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付けます。

1 制度の概要

(1) 成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上の障害等により、自分一人で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に利用促進法を施行し、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

利用促進法第 14 条第 1 項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本市においては、平成 28 年 4 月に焼津市社会福祉協議会が権利擁護センターを開設し、成年後見制度に関する相談受付や、制度の普及啓発活動を行い、申立や適切なサービスにつなげています。

また、令和 2 年 5 月に市が焼津市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）を開設し、焼津市社会福祉協議会に業務を委託しています。成年後見支援センターでは、地域包括支援センターなどが受けた権利擁護相談を、本人にふさわしい支援につなげるためのコーディネーターや、市民後見人の育成などの業務を行っています。

近年、本市においても認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の増加傾向が続いており、本人の権利財産を守るために成年後見制度を適切かつ効果的に利用促進を図っていくことの必要性が高まっています。そのため、本市において支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画にその施策を盛り込むこととし、もって「第 1 期焼津市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見促進計画」という。）として位置付けることとしました。

(2) 施策の推進と進捗確認

成年後見制度に関わる関係団体の協力のもと、庁内関係部署が連携して本章に定める施策を推進するとともに、施策の進捗状況の確認は、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する焼津市成年後見制度利用促進懇話会を中心に行います。

2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

(1) 本市の制度利用が見込まれる高齢者の状況

焼津市の人口は平成 21 年度以降減少傾向が続いており、令和元年度には 139,543 人となっています。

これを年齢区別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、令和元年度の高齢者は 40,623 人で高齢化率は 29.1%となっています。なお、高齢者人口・高齢化率は、今後も増加傾向が続くとみられ、令和 7 年度（2025 年度）に 41,566 人（30.6%）になることが見込まれています。

また、市内の近年の認知症高齢者数の推移や厚生労働省の将来推計をみると、今後認知症の人が増加していく傾向が続くとみられ、高齢者の地域での暮らしに重要な対策の一つとして、認知症の人やその家族を支える体制づくりの推進、支援の充実が求められています。

①人口及び高齢化率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	141,452 人	140,671 人	139,929 人	139,543 人
65 歳以上人口	39,483 人	40,129 人	40,440 人	40,623 人
高齢化率	27.9%	28.5%	28.9%	29.1%

出典：住民基本台帳（各年 9 月末）

②認知症高齢者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症高齢者数	3,768 人	3,876 人	4,182 人	4,413 人

出典：介護保険課（各年度末現在）

(2) 本市の制度利用が見込まれる障害者の状況

令和元年度末の療育手帳所持者は 1,234 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 851 人となっており、5 年前の平成 26 年度は療育手帳所持者 1,039 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 668 人であったことから、増加傾向にあります。

障害のある人を在宅で介助・支援している家族・親族は、自分が面倒をみることができなくなった場合に、介助・支援を受けている障害のある人が自立した日常生活を送ることについて、不安に感じているという人が多くみられます。

今後も障害のある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

①療育手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 重度	402 人	414 人	424 人	425 人
B 中重度	707 人	733 人	766 人	809 人
計	1,109 人	1,147 人	1,190 人	1,234 人

出典：地域福祉課（各年度末時点）

②精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	81 人	74 人	68 人	63 人
2 級	454 人	500 人	485 人	501 人
3 級	225 人	259 人	258 人	287 人
計	760 人	833 人	811 人	851 人

出典：地域福祉課（各年度末時点）

（3）本市の数値からみえる成年後見制度を取り巻く状況

令和 2 年 11 月 4 日時点における本市の成年後見制度の利用者数は、合計で 276 人であり、平成 30 年 12 月末日時点と比べ 11 人（4.2%）の増加となっています。なお、全体の 7 割程度を成年後見の類型が占めています。

①本市の成年後見制度の利用者数

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成 30 年 12 月末日時点	200 人	45 人	20 人	0 人	265 人
令和 2 年 11 月 4 日時点	192 人	54 人	30 人	0 人	276 人

出典：静岡家庭裁判所提供資料

※上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後集計整理により異動訂正が生じることがある。

※後見、保佐、補助の各開始及び任意後見監督人の選任事件を対象としている。

※数値は、本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

②市長申立件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	8	8	13	10
障害者	1	1	0	0

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

③成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数及び助成額）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	件数（件）	8	8	13	10
	金額（円）	59,880	52,520	82,478	85,841
障害者	件数（件）	0	0	0	0
	金額（円）	0	0	0	0
計	件数（件）	8	8	13	10
	金額（円）	59,880	52,520	82,478	85,841

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

④成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成件数及び助成額）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	件数（件）	11	17	18	23
	金額（円）	2,523,526	3,460,513	3,624,240	4,822,048
障害者	件数（件）	2	2	2	2
	金額（円）	476,000	476,000	476,000	460,000
計	件数（件）	13	19	20	25
	金額（円）	2,999,526	3,936,513	4,100,240	5,282,048

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

⑤焼津市社会福祉協議会 法人後見新規受任件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
後見	1	1	0	1
保佐	0	0	1	0
補助	0	0	0	0
合計	1	1	1	1

※R 2 年 10 月末現在の累計は 6 件

出典：焼津市社会福祉協議会

⑥焼津市社会福祉協議会 権利擁護センターにおける相談受付件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	97	54	65	52

※権利擁護センター及びふくしなんでも相談における成年後見制度に関する相談の合計

出典：焼津市社会福祉協議会

⑦焼津市社会福祉協議会 司法書士による権利擁護相談における相談件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	21	14	16	14

出典：焼津市社会福祉協議会

⑧焼津市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業利用者数（各年度3月末日時点）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症高齢者	12	10	9	9
知的障害者	24	27	27	29
精神障害者	15	16	17	16
その他	16	15	15	16
合計（人）	67	68	68	70

出典：焼津市社会福祉協議会

⑨焼津市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者移行（人）	1	3	2	0

出典：焼津市社会福祉協議会

⑩焼津市成年後見支援センター 令和2年5月～11月の相談受付実績

対象者	相談受付件数（件）	割合
高齢者	58	77.3%
知的障害者	2	2.7%
精神障害者	9	12.0%
その他	6	8.0%
計	75	100.0%

出典：焼津市社会福祉協議会

⑪地域包括支援センター 権利擁護事業における相談・訪問件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
権利擁護に関する相談	232	201	403	490
権利擁護に関する訪問	145	132	173	253

出典：焼津の福祉

（4）3市1町市民後見人養成の取り組み状況

3市1町（本市、藤枝市、島田市、川根本町）では、広域で養成講座を開催し、市民後見人の育成を図っています。

講座修了者数と市民後見人候補者名簿に登録した人数（本市のみの集計）

	平成29年度講座 （第1期生）	平成30年度講座 （第2期生）	令和元年度講座 （第3期生）
受講者数	8	3	7
講座修了者数	5	3	5
市民後見人候補者 名簿登録者数	4	1	（令和3年4月に 登録予定）

出典：地域福祉課

3 成年後見制度利用に関する本市の課題

(1) 現状からみえる本市の課題

- ①市民アンケート調査の結果では「成年後見制度」を「名前も制度の内容も知っている」と回答された人は3割程度でした。地域として、成年後見制度を必要としている人の発見・気づきを早期に得るためにも、より多くの市民への制度の理解の浸透を図っていく必要があります。
- ②本市では、権利擁護を必要としている人は年々増加しています。市では、平成31年4月に、ひとり暮らし、もしくは、高齢者のみの世帯の認知症高齢者数、及び、ひとり暮らし、グループホーム入居、もしくは、障害者のみの世帯の知的障害者、精神障害者数を調査しました。その結果、親族以外の第三者後見人を必要とする人は約2,900人であるとの予測を立てました。その一方で、令和2年11月4日時点の本市における成年後見制度の利用者数は276人とどまっており、権利擁護を必要としている人の数に比べ、実際に成年後見制度を利用している人はかなり少ない状況にあります。

特に、「焼津市成年後見支援センター 令和2年5月～11月における相談受付件数」から、高齢者と比して極端に、障害者からの相談が少ない現状がみられます。また、市長申立件数から、障害者の制度利用が少ないことが推察されます。
- ③市民アンケート調査の結果では、将来的な「成年後見制度」の利用意向を持つ回答が37.6%でした。後見人等と本人との関係では、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が多くを占めていますが、専門職が受任できる件数にも限りがあり、今後、増加及び複雑化するニーズに応えるためにも、専門職後見人だけでなく、市民後見人、法人後見など多様な担い手が活動する環境を整備していく必要があります。

(2) 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所へのアンケート結果からみえる課題

- ①「成年後見制度をテーマにしたセミナーを開催しても、民生委員やサービス事業所の参加は多いが、一般の人の参加が少ない。」「制度について、理解のみが浸透したとしても、間違った解釈が独り歩きしてしまう可能性もある。」といった意見があり、制度の周知・啓発をしていくことはもとより、ケースごと丁寧な対応で理解を促していくことが求められています。
- ②「申立支援の際において親族の協力が得られない場合、申立は司法書士の先生にお願いしたり、市長申立につなげていく。直接よく知っている先生に相談し、そのままお願いしてしまっているのが現状。」といった意見からは、本人にふさわしい候補者を受任調整する仕組みが求められていることがうかがえます。
- ③「地域包括支援センターだけの検討では、法律的なニーズの判断は難しい。現状は、司法書士と社会福祉士との権利擁護勉強会、社会福祉協議会の権利擁護相談会、法テラス等に個々に相談しているので、複数の職種からアドバイスをいただける仕組みがあればと思う。」といった意見からは、適切なケース対応に向けた体制の構築が求められています。
- ④「後見人等と被後見人等の関係が悪化しているケースについて、現状としては被後見人の要望を聞いて後見人等に伝えることしかできない状況である。」という意見から、チームに

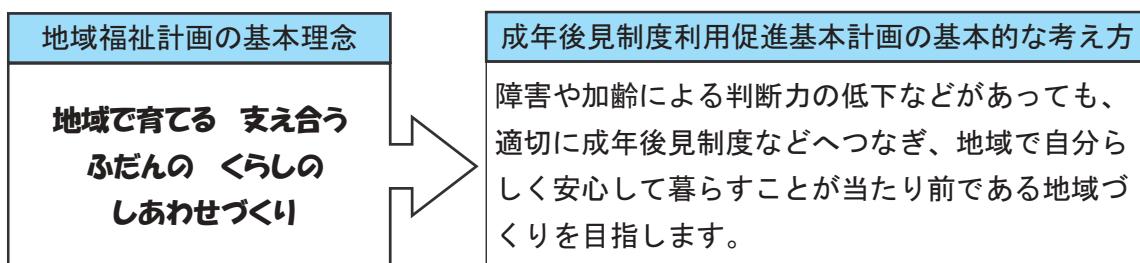
よる日常的な実態の把握と気づきの共有を図り、チームとして対応する体制づくりが求められていることがうかがえます。

- ⑤「後見ニーズがあると判断しても、制度につながらない場合がある。」と回答した障害者相談支援事業所は、4事業所のうち3事業所でした。その理由として「本人が了承しない。家族の反対がある。」「申請をする段階で生い立ちや身内の情報を聞くことになるということで、高齢の親が嫌がってしまった。」といったものが挙げられており、障害者それぞれの特性に応じた対応の工夫や、家族の理解を得ることができているかが課題となっています。

4 課題解決に向けた基本的な考え方、取り組み及び目標

(1) 基本的な考え方

こうした現状把握と課題抽出を前提として、第3章で掲げた計画全体の基本理念を踏まえた成年後見制度利用促進基本計画における施策の推進の基本的な考え方は次のとおりです。



この基本的な考え方を実現するために、次の基本的な取り組みを推進します。

(2) 基本的な取り組み及び目標

①市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化

権利擁護を必要としている人が適切に相談窓口につながる環境整備(制度の周知・啓発)をしていきます。

制度の周知の際は、財産管理だけでなく、身上保護も重視した制度であること、いずれにおいても、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取っていく「意思決定支援」を重視した制度であるということを伝えていきます。

特に、障害者やその家族及び障害者支援を行う関係機関に対しては、そういった福祉的視点を重視した制度であることを、具体例を交えながら、わかりやすく伝えることを意識し周知を図っていきます。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
広報・啓発	チラシ、広報紙等で広く市民に成年後見制度を広報します。また、講演会では、映像などによりわかりやすく正確な情報を発信するとともに、ウェブ配信等を取り入れていきます。	地域福祉課 社会福祉協議会	市広報紙や社協だよりへの掲載(隔年掲載) 講演会の年1回開催

②本人の意思を丁寧にくみ取った相談対応

相談の背景に潜む様々な生活課題を見極めながら、支援の必要性や適切な支援内容の検討、本人の意思決定支援をしていきます。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、それぞれの特性に応じて、例を出してわかりやすく成年後見制度などの説明をし、制度利用によるメリットを伝えていきます。

今すぐ成年後見制度が必要でない場合であっても、いざ制度が必要になったときにスムーズに相談や手続きができるよう「こうなったら制度を利用する」というシミュレーションを、本人、家族等と共有を図れるような相談対応を目指します。ケースに応じ、任意後見制度の利用も相談者と検討していきます。

また、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業からの適切な移行と、法人後見も視野に入れた本人にふさわしい後見人等の候補者の検討をするなど、関連制度と成年後見制度との連携をより一層強化します。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
相談受付・ アセスメント・ 支援の検討	財産の保全の観点だけでなく、身上保護等、福祉的な観点も重視した制度ということを相談受付の段階で伝えていきます。いずれの観点においても、本人の意思決定支援の視点を強く意識しながら、相談対応に努めます。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	利用者がメリットを実感できる本市の運用・仕組み(次の③～⑥が整備されている環境)を案内できるようになっている。

③ケース会議において専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制の構築

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が受けた相談のうち、成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議を開催し、類型・代理権の範囲、申立人の調整、市長申立の必要性、本人にふさわしい後見人等候補者の検討などを行う体制を整備します。この際、専門職団体に派遣を依頼し、専門的な立場からの助言を得られる仕組みを整備します。

さらに、困難事例等があった場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士の各専門職が同席している3市1町成年後見推進委員会（本市、藤枝市、島田市、川根本町で構成）の場で諮ります。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
成年後見制度の 利用促進	成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議を開催します。	地域福祉課 社会福祉協議会	年12回

④成年後見制度利用支援事業の継続

判断能力が不十分な人の権利を守るため、市長による後見開始の申立などにより成年後見制度利用を支援します。また、後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、後見人等への報酬助成も行います。

事業	事業の概要	担当	令和5年度の目標
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用支援事業により、申立支援及び報酬助成を行います。	(高齢者) 地域包括ケア推進課	50件
		(障害者) 地域福祉課	5件

※高齢者の目標値は、第9期ほほえみプラン21より引用。令和8年度の目標は、第10期ほほえみプラン21策定時に設定します。

⑤多様な担い手の育成・人材の確保

市民後見人には、被後見人と同じ市民としての目線で、見守りや意思決定支援に重点をおいた後見活動を期待し、市民後見人養成講座を継続します。

また、焼津市社会福祉協議会が行う法人後見は、組織対応による後見活動ができる重要な担い手として位置付けていきます。

被後見人の多様なニーズに応じていくため、弁護士や司法書士、社会福祉士だけでなく、市民後見人や法人後見人など、多様な後見人等の担い手の確保に努めます。

事業	事業の概要	担当	令和5年度の目標
成年後見制度の利用促進	市民後見人養成講座を開催します。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	市民後見人候補者 名簿登録者 15人

※令和8年度の目標は、第10期ほほえみプラン21策定時に、整合を図りながら設定します。

⑥後見人等への支援体制の整備

親族後見人や市民後見人が一人で悩まないように、日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所からの助言を受けて対応できる相談支援体制を整備します。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
後見人等への支援	本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって本人と後見人等を見守り、継続的に把握し適切に対応する体制を構築します。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人等を支えるチームへの支援を実施している。

5 成年後見制度の利用促進に向けて、重点的に取り組む事項

重点取組1 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

市では令和2年5月18日に焼津市成年後見支援センターを開所し、焼津市社会福祉協議会に運営を委託しています。地域連携ネットワークが、今後、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を備えていくに当たり、焼津市成年後見支援センター及び実施主体である市が中心となり、関係機関と連携・分担しながら、推進していきます。

また、広報機能、相談機能を優先して整備しつつ、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を段階的に整備し、それぞれの機能において目指す姿を実現していくことで、政策的な判断・対応を行う市と支援の実践・連携を担う焼津市成年後見支援センターを中核機関として位置付けていきます。(地域連携ネットワークについては、重点取組2を参照)

(1) 焼津市成年後見支援センターの概要

- | | |
|--------|----------------|
| 【名称】 | 焼津市成年後見支援センター |
| 【拠点】 | 焼津市総合福祉会館1階 |
| 【実施主体】 | 焼津市 |
| 【運営主体】 | (福) 焼津市社会福祉協議会 |
| 【設置日】 | 令和2年5月18日 |

(2) 焼津市成年後見支援センターが中心となり推進していくこと

① 広報機能

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

【具体的に取り組む事項】

- 講演会、研修会の実施
- ホームページ作成・広報紙への掲載
- チラシを作成し、関係機関に配布

【取り組みのポイント】

- 法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容を伝える。
- 市民後見人への関心を高め、養成講座の受講につなげる。
- 市民に対して制度の理解を広め、制度利用への抵抗感の解消、利用促進につなげる。

【目指す姿】

- 制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解する。
- 本人に身近な人が発見・気づき、相談につながりやすくなる。
- 相談が行われやすい環境が整う。

②相談機能

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を常設するとともに、相談支援機関が開催する権利擁護方針等を検討する会議等に、必要に応じ成年後見支援センター職員が参加し、制度利用等に関する助言を行います。

【具体的に取り組む事項】

- 相談窓口の常設
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が開催する、権利擁護方針等を検討する会議への参加

【取り組みのポイント】

- 関係機関や地域の専門職との連携体制の確立、充実を図る。
- 相談窓口の開設場所、相談できる内容の周知を図る。
- 制度利用につなげるため、断続的に相談対応をする。
- 本人、親族等の状況に応じた柔軟な相談対応をする。

【目指す姿】

- これまで、地域包括支援センター等の相談支援機関ごとに個別に行っていた、成年後見制度の利用につなげるかどうかの判断が、成年後見支援センター職員の視点が入ることで、より専門的な知見により検討が行われる。

③成年後見制度利用促進機能

相談支援機関が開催する会議等で、成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定・調整します。センター職員や市職員（高齢者部門の市長申立担当、障害者部門の市長申立担当、生活保護担当、地域包括ケア推進担当等）、相談支援機関職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。

また、市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）を修了した本市の修了生について、実際に市民後見人として活躍することができるよう、法人後見支援員としての実務経験を支援し、市民後見人へ移行するまでの調整を行います。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催
- 市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）修了生のフォローアップ研修への参加促進、実務経験の場の確保、活動支援

【取り組みのポイント】

- ケース会議への専門職の参加をコーディネートし、後見制度申立の可否検討や、適切な後見人等候補者推薦のための検討を行う。
- 市民後見人への移行を見据えた、法人後見支援員としての実務経験と受任調整を行う。
- 後見人等候補者の的確な推薦や後見人等への支援のため、家庭裁判所と調整・連携を図る。

【目指す姿】

- 弁護士、司法書士等の専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制を構築し、会議を積み上げることにより、地域包括支援センター等の相談支援機関が専門的判断を必要とする場合の解決能力の向上が図られている。
- 市民後見人養成講座の修了生が、市民後見人として活動をしている。

※市民後見人養成講座の開講等、3市1町での取り組みは後述します。

④後見人支援機能

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みや問題を抱えないようにするために、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、支援チームからの相談にも対応します。

【具体的に取り組む事項】

- 相談窓口の常設
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人等の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催する。

【取り組みのポイント】

- 市民後見人からの相談だけでなく、親族後見人等からの日常的な相談にも対応する。
- 後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、専門職の参加をコーディネートする。
- 家庭裁判所との連絡調整により情報共有を行う。
- 本人の権利擁護の実施状況について、必要な場合は対応する。

【目指す姿】

- 市民後見人や親族後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。これらにより不正防止につながる。
- 家庭裁判所との間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や、後見人等の交代等が行われる。
- 親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながる。

重点取組 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

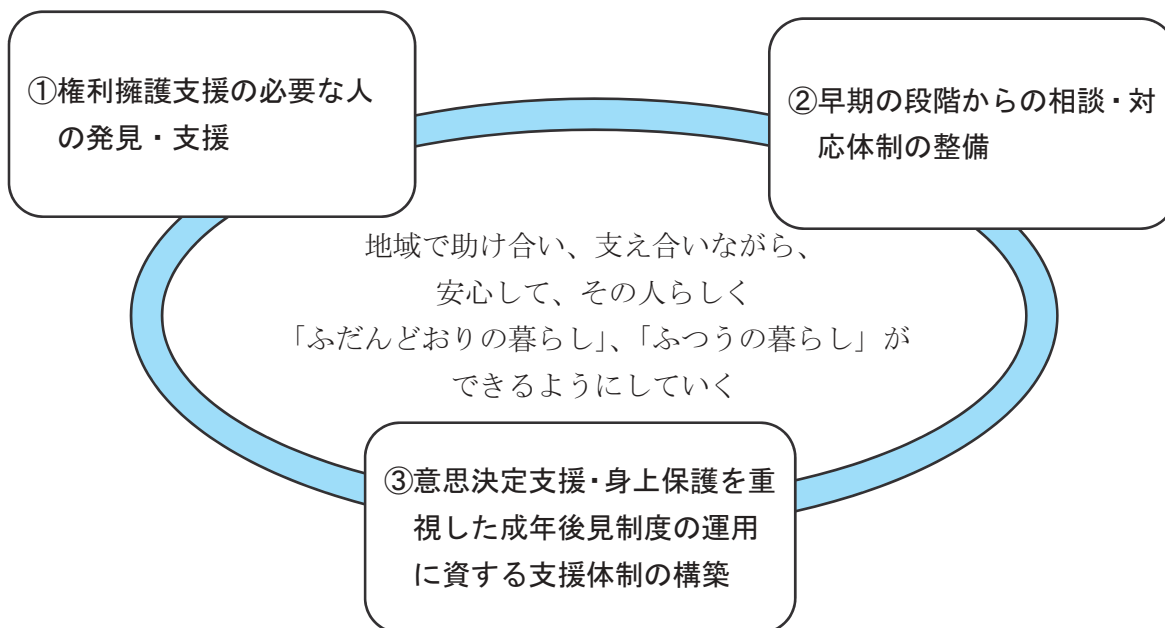
判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるために、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、社会福祉協議会などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、段階ごとに関係機関が参集し、それぞれの役割を明確にして、本人をチームで支援できる体制を整えます。(図を参照)

特に、低所得者やひとり暮らし等、地域社会からの孤立のリスクが高い人のニーズを的確に把握できるよう、関係機関が課題認識を共有し、権利擁護のための連携を図っていきます。

(1) ネットワーク構築の目的

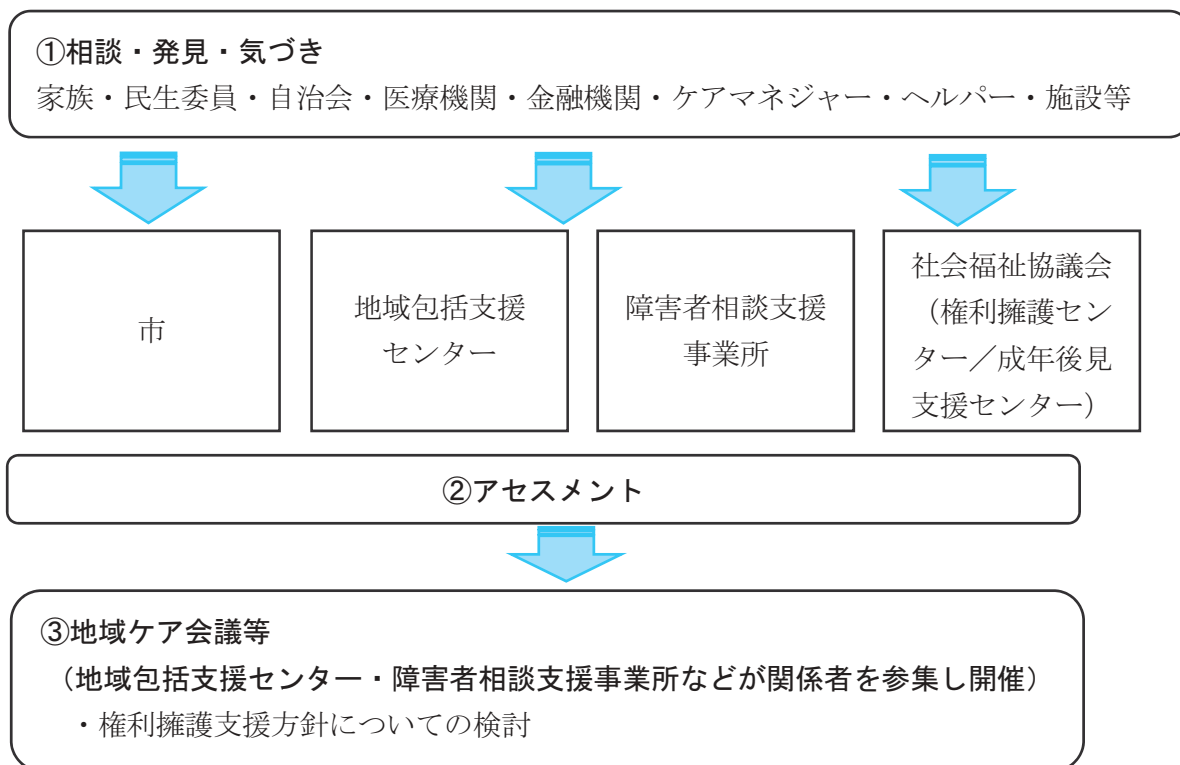
ネットワークの構築は、次の3つの目的を果たすことを念頭に行います。このことにより、地域福祉計画の基本理念に込められた思い“地域で助け合い、支え合いながら、安心して、その人らしく「ふだんどおりの暮らし」、「ふつうの暮らし」ができる”ことにつながっていくことを目指します。



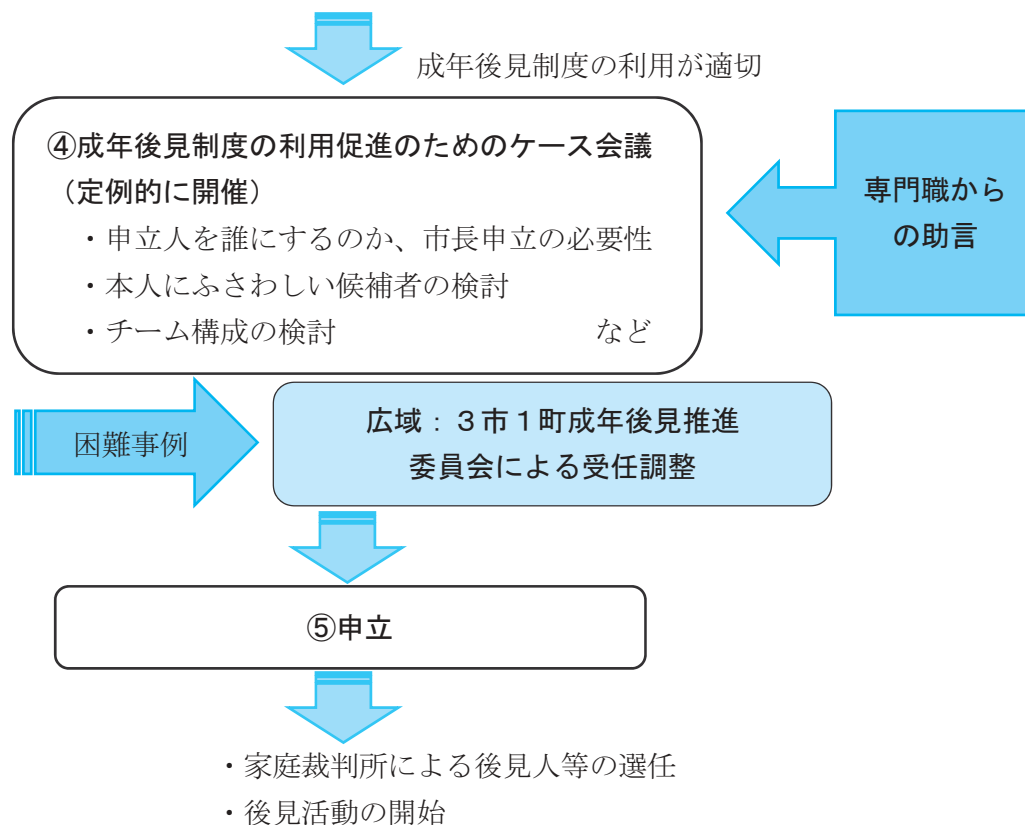
また、中核機関が中心となり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の中で、後見人等による不正の発生防止に向けて、意識向上を図ります。

(2) 今後の取り組み

- 身近な人が権利擁護の必要性に早期に気づけるための、周知・広報

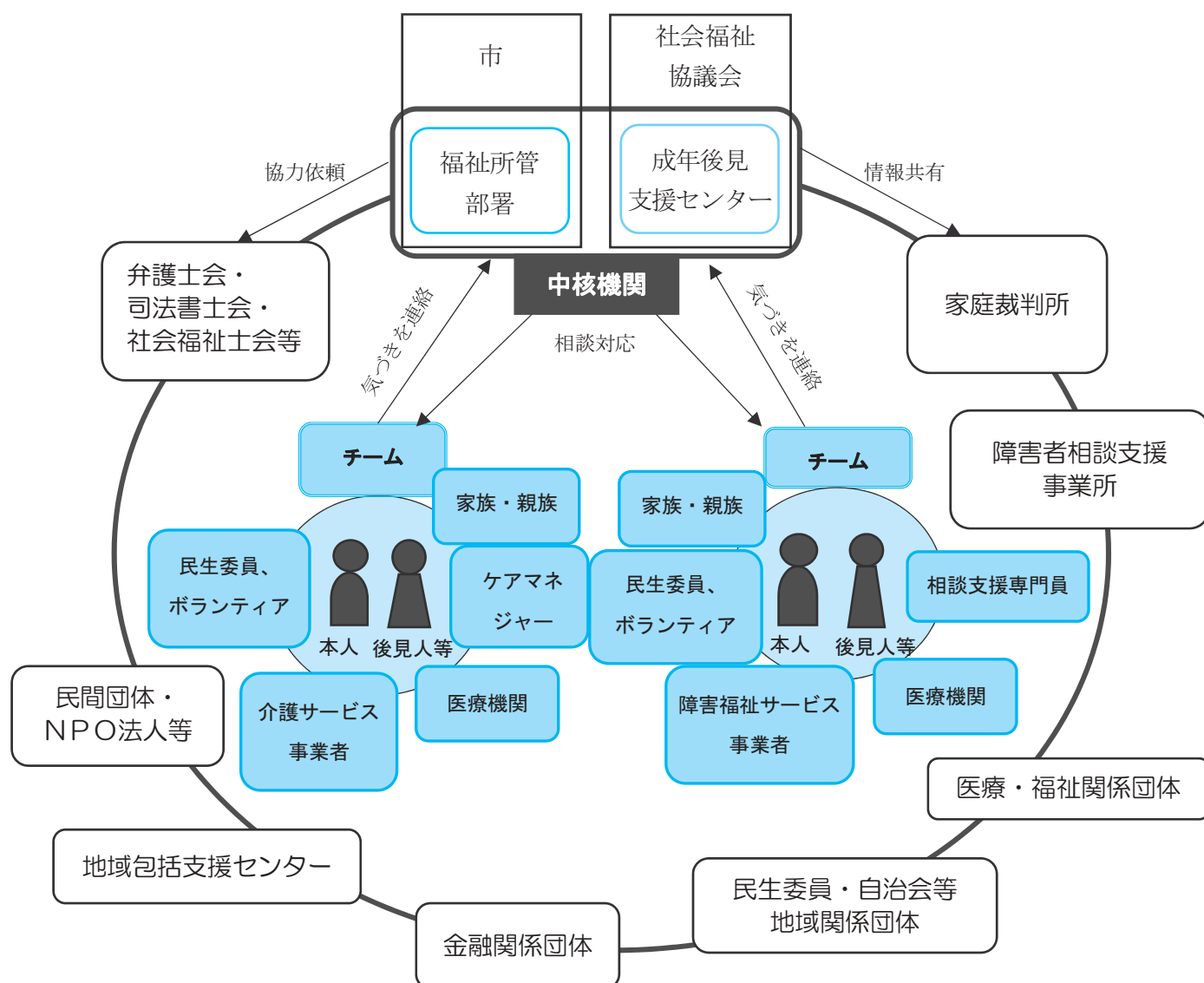


- 権利擁護としての判断や支援方針が立てられる、法律職等専門職の力を借りられる仕組み(会議等)づくり
- 本人に適切な支援ができるための受任調整等の仕組みづくり



●成年後見人等へ地域のチーム支援ができ、見守りバックアップできる仕組みづくり

後見人等が付いた後の焼津市地域連携ネットワークのイメージ



「チーム」とは「本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」です。

本人の意思がどういうところにあるか、希望やニーズはどこにあるかということ、チーム内で情報共有し、後見人と一緒になって考えていきます。

後見人とチームだけでは本人を支えられない場合は、ネットワークの中で相談ができるよう体制を整備していきます。ネットワーク間のコーディネートは中核機関が担います。例えば、前ページの④の定例的に開催するケース会議で検討する内容には、一定期間後にチームアプローチが継続できているかの確認や、類型変更、権限の追加等の検討等も含まれます。

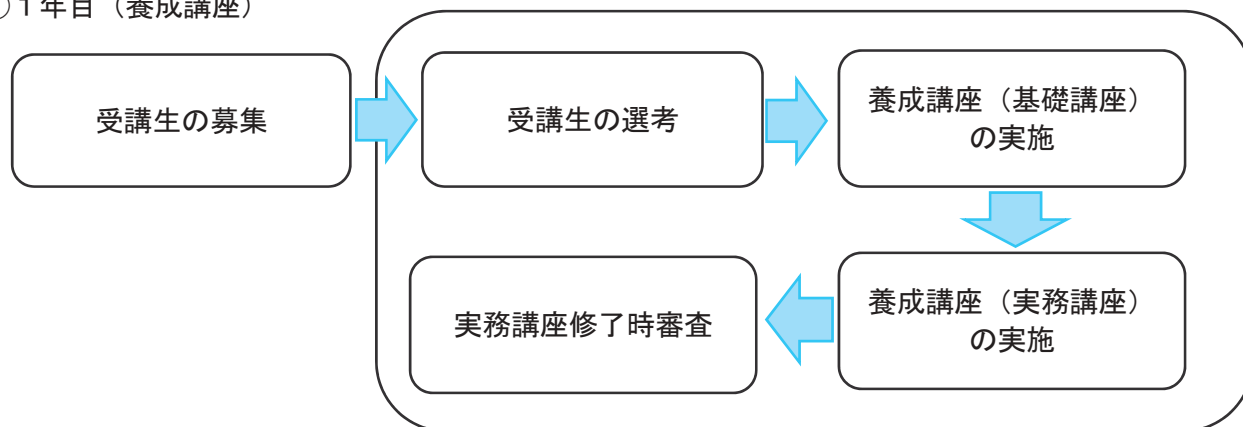
今後、関係機関から構成する焼津市成年後見制度利用促進懇話会を設置し、106～107ページのフローが機能しているかの確認や、中核機関の運営に対する意見聴取を行っていきます。

(3) 広域（3市1町）での地域連携ネットワーク

次の図にあるとおり、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等の協力を得ながら、今後も継続して3市1町で市民後見人の養成を行っていきます。

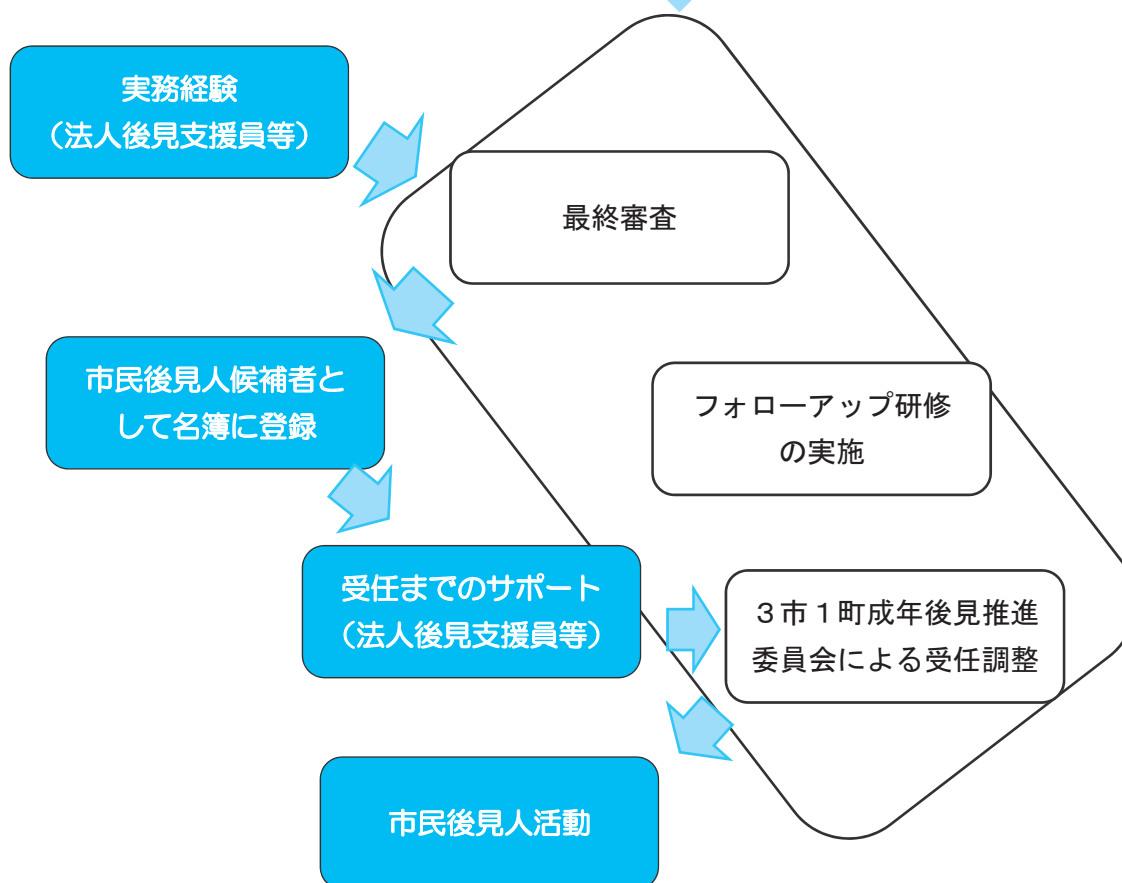
●市民後見人の養成課程（ は3市1町としての取り組み は各市町・各市町社会福祉協議会の取り組み）

① 1年目（養成講座）



※1年目の養成講座修了生は、2年目の実務経験に進む。

② 2年目以降（実務経験～市民後見人活動）



● 3市1町成年後見推進委員会の開催

成年後見制度の利用促進のため、3市1町の担当課長、3市1町の社会福祉協議会の担当課長、学識経験を有する者（大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、県社会福祉協議会）を委員として組織し、次に掲げる事項について協議を行っています。

- ・市民後見人育成に関すること。
- ・市民後見人支援体制に関すること。
- ・市民後見人候補者の登録及び推薦に関すること。
- ・その他推進委員会が必要と認める事項

また、推進委員会では、106ページのフロー中の受任調整会議（広域）を開催しています。ここでは、困難事例であるため3市1町成年後見推進委員会の場で諮るべきと各市町が判断した困難事例について、専門的な判断を仰いでいます。

●本市の施策にどう結びついていくか

- 市民後見人の確保ができ、本市の成年後見制度の利用促進につながっていきます。
- 困難事例について、広域の共通の場で専門職の意見を聞くことで、本市でのケース会議等における検討に生かすことができます。

《3市1町市民後見人養成講座》

